

どくりつぎょうせいほうじん いやくひん いりょう ききそうごうきこう しょうがい りゆう  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構における障害を理由とする

さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう あん かん いけんぼしゅうじっし  
差別の解消の推進に関する対応要領（案）に関する意見募集実施

けっか  
結果について

へいせい ねん がつ にち  
平成27年11月30日

どくりつぎょうせいほうじん いやくひんいりょう ききそうごうきこう  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねん  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年

ほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい もと どくりつぎょうせいほうじん いやくひん い  
法律第65号。）第9条第1項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医

りょう ききそうごうきこう い か きこう やくしょくいん てきせつ たいおう  
療機器総合機構（以下「機構」という。）の役職員が適切に対応する

ためひつよう じこう さだ もくてき きこう しょうがい  
ために必要な事項を定めることを目的として、機構における障害を

りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう あん へい  
理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）について、平

せい ねん がつ にち きん どうねん がつ にち ど きこう  
成27年8月28日（金）から同年9月26日（土）まで、機構のホ

ームページにおいてかき ようりょう いけん ぼしゅう おこな  
下記の下記の要領によりご意見の募集を行いました。

けっか たいおうようりょう あん たい いけん  
その結果、対応要領（案）に対するご意見はありませんでした。

き  
記

## いけんぼしゅう がいよう 1. 意見募集の概要

(1) いけんぼしゅう しゅうちほうほう かんけいしりょう きこう けいさい  
意見募集の周知方法：関係資料を機構ホームページに掲載

(2) 意見提出期間：平成27年8月28日から平成27年9月26  
にち  
日

(3) 意見提出方法：電子メール、ファクシミリ又は郵送

(4) 意見提出先：総務部人事課

## 2. 意見募集の結果

どくりつぎょうせいほうじん いやくひん いりょうき きそうごうきこう しょうがい りゆう  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構における障害を理由とする

さべつかいしょう すいしん かん たいおうようりょう あん たい いけん  
差別解消の推進に関する対応要領（案）に対するご意見はありませんでした。

いじょう  
以上